

研究職員の研究成果活用企業の役員等兼業に係る休職の事由の基準等に関する規則及び研究職員の営利企業の役員等の兼業に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 18 年 6 月 6 日

岩手県人事委員会

委員長 及 川 卓 美

岩手県人事委員会規則第 44 号

研究職員の研究成果活用企業の役員等兼業に係る休職の事由の基準等に関する規則及び研究職員の営利企業の役員等の兼業に関する規則の一部を改正する規則

(研究職員の研究成果活用企業の役員等兼業に係る休職の事由の基準等に関する規則の一部改正)

第 1 条 研究職員の研究成果活用企業の役員等兼業に係る休職の事由の基準等に関する規則 (平成12年岩手県人事委員会規則第 28号) の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(兼業の基準) 第 3 条 条例第 2 条第 1 項第 3 号に規定する人事委員会規則で定める基準は、次の各号のいずれにも適合することとする。 (1) [略] (2) 研究職員が就こうとする役員 (監査役を除く。)、顧問又は評議員 (以下「役員等」という。) としての職務の内容が、主として研究成果活用事業に関係するものであること。 (3)~(5) [略]	(兼業の基準) 第 3 条 条例第 2 条第 1 項第 3 号に規定する人事委員会規則で定める基準は、次の各号のいずれにも適合することとする。 (1) [略] (2) 研究職員が就こうとする役員 (会計参与及び監査役を除く。)、顧問又は評議員 (以下「役員等」という。) としての職務の内容が、主として研究成果活用事業に関係するものであること。 (3)~(5) [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(研究職員の営利企業の役員等の兼業に関する規則の一部改正)

第 2 条 研究職員の営利企業の役員等の兼業に関する規則 (平成 12 年岩手県人事委員会規則第 29 号) の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(趣旨) 第 1 条 研究職員が研究成果活用企業の役員 (監査役を除く。)、顧問又は評議員 (以下「役員等」という。) の職を兼ねる場合及び株式会社又は有限会社 (以下「株式会社等」という。) の監査役の職を兼ねる場合における地方公務員法 (昭和25年法律第261号。以下「法」という。) 第38条第 1 項の規定による許可については、営利企業等の従事制限に関する規則 (昭和27年岩手県人事委員会規則第 7 号) の規定にかかわらず、この規則の定めるところによる。 (研究成果活用兼業許可の基準) 第 3 条 任命権者は、研究成果活用兼業 (研究職員が研究成果活用企業の役員等の職を兼ねることをいう。以下同じ。) について研究職員から法第38条第 1 項の許可の申請があった場合において、当該申請に係る研究成果活用兼業が次に掲げる基準のいずれにも適合すると認めるときは、これを許可する	(趣旨) 第 1 条 研究職員が研究成果活用企業の役員 (会計参与及び監査役を除く。)、顧問又は評議員 (以下「役員等」という。) の職を兼ねる場合及び株式会社の監査役の職を兼ねる場合における地方公務員法 (昭和25年法律第261号。以下「法」という。) 第38条第 1 項の規定による許可については、営利企業等の従事制限に関する規則 (昭和27年岩手県人事委員会規則第 7 号) の規定にかかわらず、この規則の定めるところによる。 (研究成果活用兼業許可の基準) 第 3 条 任命権者は、研究成果活用兼業 (研究職員が研究成果活用企業の役員等の職を兼ねることをいう。以下同じ。) について研究職員から法第38条第 1 項の許可の申請があった場合において、当該申請に係る研究成果活用兼業が次に掲げる基準のいずれにも適合すると認めるときは、これを許可する

ことができる。

(1)・(2) [略]

(3) 研究職員の占めている職と許可の申請に係る研究成果活用企業（当該研究成果活用企業が商法（明治32年法律第48号）第211条ノ2第1項に規定する子会社である場合にあっては、同項に規定する親会社を含む。次号において同じ。）との間に、物品購入等の契約関係その他の特別な利害関係又はその発生のおそれがないこと。

(4)～(7) [略]

（監査役兼業許可の基準）

第4条 任命権者は、監査役兼業（研究職員が株式会社等の監査役の職を兼ねることをいう。以下同じ。）について研究職員から法第38条第1項の許可の申請があった場合において、当該申請に係る監査役兼業が次に掲げる基準のいずれにも適合すると認めるときは、これを許可することができる。

(1) [略]

(2) 研究職員の占めている職と許可の申請に係る株式会社等（当該株式会社等が商法第211条ノ2第1項に規定する子会社である場合にあっては、同項に規定する親会社を含む。次号において同じ。）との間に、物品購入等の契約関係その他の特別な利害関係又はその発生のおそれがないこと。

(3) 許可の申請前2年以内に、研究職員が当該申請に係る株式会社等との間に、物品購入等の契約関係その他の特別な利害関係のある職を占めていた期間がないこと。

(4)・(5) [略]

ことができる。

(1)・(2) [略]

(3) 研究職員の占めている職と許可の申請に係る研究成果活用企業（当該研究成果活用企業が会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社である場合にあっては、同条第4号に規定する親会社を含む。次号において同じ。）との間に、物品購入等の契約関係その他の特別な利害関係又はその発生のおそれがないこと。

(4)～(7) [略]

（監査役兼業許可の基準）

第4条 任命権者は、監査役兼業（研究職員が株式会社の監査役の職を兼ねることをいう。以下同じ。）について研究職員から法第38条第1項の許可の申請があった場合において、当該申請に係る監査役兼業が次に掲げる基準のいずれにも適合すると認めるときは、これを許可することができる。

(1) [略]

(2) 研究職員の占めている職と許可の申請に係る株式会社（当該株式会社が会社法第2条第3号に規定する子会社である場合にあっては、同条第4号に規定する親会社を含む。次号において同じ。）との間に、物品購入等の契約関係その他の特別な利害関係又はその発生のおそれがないこと。

(3) 許可の申請前2年以内に、研究職員が当該申請に係る株式会社との間に、物品購入等の契約関係その他の特別な利害関係のある職を占めていた期間がないこと。

(4)・(5) [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。